現場代理人及び技術者の適正配置について

1 経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者の工事現場への配置について

建設業法第7条第1号及び第2号において、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに 経営業務の管理責任者等及び専任の技術者を置かなければならないが、以下のすべての要件を満たす 場合には、工事に配置される現場代理人、主任技術者又は監理技術者となった場合についても、営業 所に常勤して専らその職務に従事しているものとして取扱うものとします。

(1) 発注者

茅ヶ崎市

(2)配置を認める工事金額

契約金額が4,000万円未満の工事

(3)配置を認める工事件数

- ・経営業務の管理責任者等の現場代理人については1件
- ・営業所の専任技術者の現場代理人については認めません。

	主任技術者又は監理技術者		11111111111111111111111111111111111111
	非専任工事**1	専任工事※2	現場代理人
経営業務の管理責任者等**4	0	×	○*3
営業所の専任技術者**5	0	×	×

^{※1} 非専任工事とは、契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合、8,000万円)未満の工事をいう。

【参考:営業所における専任の技術者の取扱いについて(平成15年4月21日国総建第18号)】

^{※2} 専任工事とは、契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合、8,000万円)以上の工事をいう。

^{※3} 契約金額が4,000万円未満の工事に限る。

^{※4} 経営業務の管理責任者等とは、一般建設業については建設業法第7条第1号及び建設業施行規則第7条イ、特定建設業については同法第15条第1号に規定する「経営業務の管理責任者等」をいう。

^{※5} 営業所の専任技術者とは、一般建設業については建設業法第7条第2号、特定建設業については同法第15条 第2号に規定する「営業所の専任技術者」をいう。

2 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人は、公共工事請負契約の履行を確保するため、工事現場の運営及び取締り等の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が茅ヶ崎市工事請負契約約款第10条第2項で義務づけられています。

ただし、茅ヶ崎市工事請負契約約款第10条第3項の規定により、以下の要件を満たす場合には、 例外的に常駐を要しないものとして取扱うものとします。

(1)対象工事及び件数

茅ヶ崎市が発注する工事で、1件の契約金額が4,000万円未満の工事であり、かつ件数は2件までとします。経営業務の管理責任者等については、1の(3)のとおり1件とします。なお、現場代理人の兼任を認める旨は、公告で定めるものとします。

ただし、工事の特殊性などの要因で現場代理人の常駐が施工管理上必要な場合は、公告で定め、 常駐を要するものとします。

(2) 工種

同一工種の工事であること。

(3) 連絡員及び連絡体制

常時連絡を取れる体制にするため、連絡員を配置すること。また、2工事を兼任している現場代理人は、作業期間中及び移動中を除き、2工事の現場を同時に不在とすることはできません。

なお、次のいずれかの期間である場合には、現代理人は常駐することを要しないものとします。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で設計図書、打合せ記録等の書面により明確となっている場合に限るものとします。

ア 工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日の前日までの期間(現場事務所の設置、 資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの間)

イ 工事を全面的に一時中止している期間

- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全 般について、工場製作のみが行われている期間
- エ ア、イ及びウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(同一工事の場合)

工事(非専任工事*1及び専任工事*2)				
	主任技術者 又は			
現場代理人	監理技術者			

(2つの工事の場合)

		B工事(非専任工事 ^{※1})	
		現場代理人	主任技術者 又は 監理技術者
A 工事 任	現場代理人	○*3	○*3
工事**1)	主任技術者 又は 監理技術者	○*3	0

- ※1 非専任工事とは、契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合、8,000万円)未満の工事をいう。
- ※2 専任工事とは、契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合、8,000万円)以上の工事をいう。
- ※3 契約金額が4,000万円未満の工事に限で、2(1)から(3)を満たす場合に限る。

3 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

「監理技術者制度運用マニュアルについて」(国土交通省公表資料(最新のもの)。以下同じ。)による規定のとおりとします。

4 直接的かつ恒常的な雇用関係について

工事の適正な施工を確保するため、現場代理人、主任技術者及び監理技術者については、当該建設 業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の配置とします。

(1) 主任技術者及び監理技術者

「監理技術者制度運用マニュアルについて」による規定のとおりとします。

(2) 現場代理人

原則として、前項の主任技術者及び監理技術者と同様とします。

(3)連絡員

2の(3)で設置する連絡員については、原則として、受注者が直接雇用している者とします。 ただし、建設業許可を受けた当該工事に係る下請負業者の主任技術者も連絡員となることができる こととします。

5 契約変更

現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、変更後の契約金額が4,00 0万円以上となった場合、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとします。

ただし、技術者については当初に主任技術者を配置していたが、契約変更により、工事途中で下請 負代金額の合計が4,500万円(建築一式の場合7,000万円)以上となった場合は、建設業法 の規定に基づき主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置する必要があります。

以上のことは、平成26年4月1日以降の公告分から適用する。

平成28年4月1日 一部改訂

平成28年6月1日 一部改訂

平成29年4月1日 一部改訂

平成29年11月1日 一部改訂

令和5年1月1日 一部改訂